

鳴門市建設工事等請負業者選定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳴門市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事、測量、建設コンサルタント業務等を含む。）の指名競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）を公平かつ適切に選定するために必要事項を定めるものとする。

2 随意契約について、特別の理由があるときは次条から第7条までの規定にかかわらず業者を選定することができる。ただし、この場合において業者の工事施工能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第27号。以下「工事資格審査要綱」という。）第5条の規定により等級別に格付けされた業者又は鳴門市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成20年告示第11号。以下「委託業務資格審査要綱」という。）第5条により認定された業者とする。

(格付け)

第3条 業者の格付けは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果、算定された客観的要素（経営規模、経営状況、その他の評価項目）による総合数値及び工事資格審査要綱第5条第1項第2号の規定に基づく基準による審査の結果算定された主観的要素（工事成績、信用度）による総合数値の合計により、別表に掲げる区分又は測量、建設コンサルタント業務等については、委託業務資格審査要綱第5条第1項の規定に基づく基準による審査の結果により区分する。

(等級別格付けの有効期限)

第4条 前条の規定による等級別格付けの有効期限は、当該決定のあった日から起算して、翌年（県外業者については2年後）の等級格付けの前日までとする。

(等級別標準発注金額)

第5条 建設工事等の等級別標準発注金額は、別表のとおりとする。

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事等の標準発注金額に対応する等級以上の等級の資格を有する業者のうちから原則5者以上を選定するものとする。この場合において、工事経歴、成績、信用度等を考慮して、必要と認めるときは、直

近下位の等級の資格を有す業者から選定することができる。ただし、工事内容その他特殊な事情がある場合は、この限りでない。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するときは、前条の規定にかかわらず、適格業者を選定することができる。

(工事等指名審査委員会への諮問)

第8条 鳴門市が施行する建設工事等における業者の選定については、鳴門市工事等指名審査委員会の審議に諮るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年5月18日から施行する。
- 3 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年11月22日から施行する。